

高槻市告示第 343 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく 要届出管理区域の指定について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 81 条の 12 第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、管理有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「要届出管理区域」という。）として指定する。

令和 4 年 7 月 29 日

高槻市長 濱田 剛史

1 要届出管理区域として指定する区域の所在地

高槻市前島三丁目 262 番 1、262 番 2、263 番の各一部（別図のとおり）

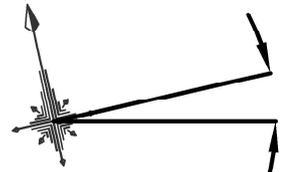
2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）第 48 条の 33 第 3 項の基準に適合していない管理有害物質

ダイオキシン類

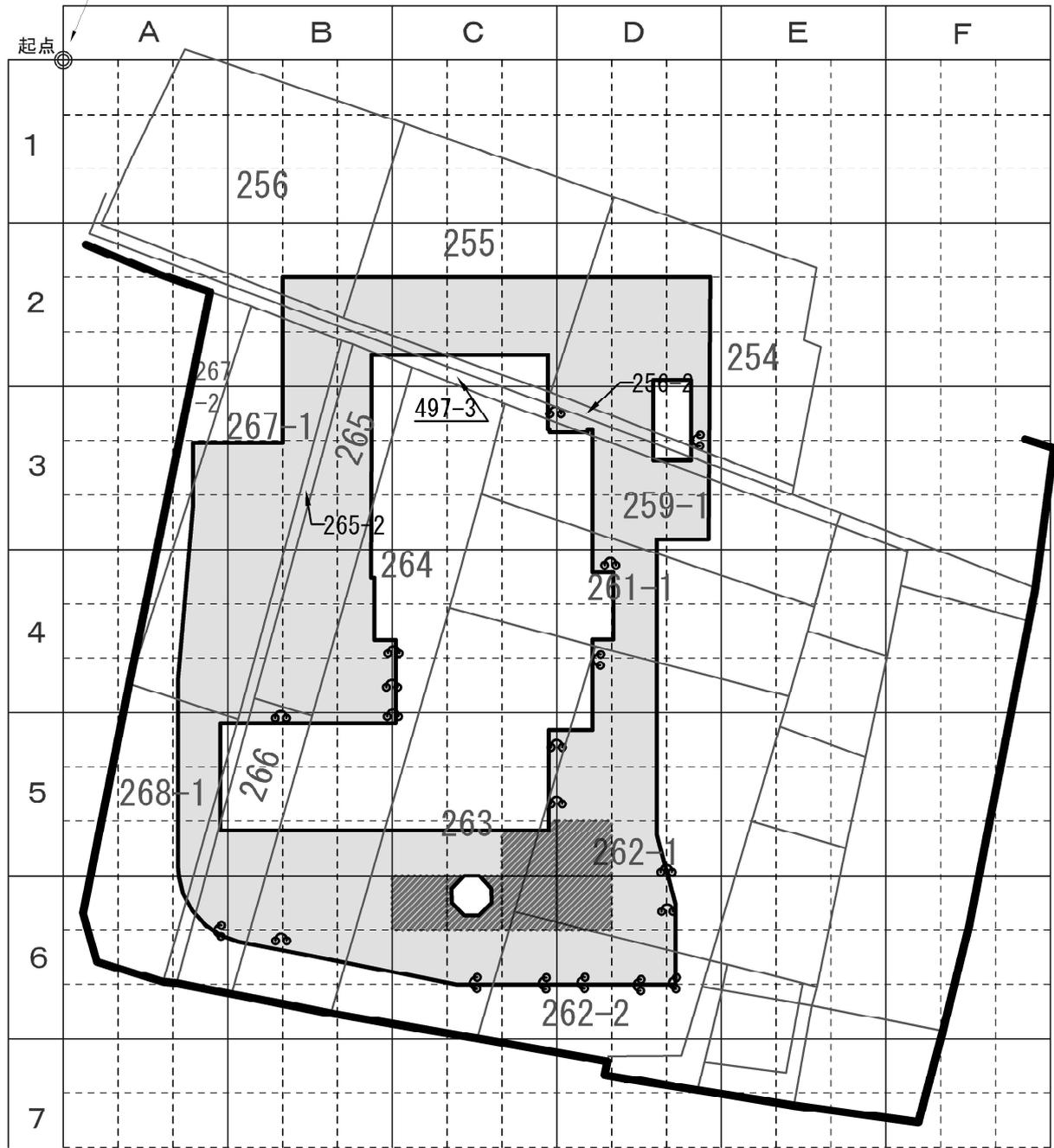
別図

【起点の座標】
 X=-128683.943
 Y=-32622.388
 (国家座標系)

起点を支点として、東西及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に12° 34' 41"回転させて得られる線により調査対象地を回転させた。



12° 34' 41"



【凡 例】

- : 対象地
- : 調査対象地
- : 筆境界
- : 要届出管理区域

- : 30m格子
- : 10m格子
- : 統合区画